

川崎市

2 令和8年度 介護報酬改定について



目次

- ①人員基準欠如に係る特例的な取扱い
- ②協力医療機関連携加算に係る要件の変更
- ③介護職員等処遇改善加算の拡充



①人員基準欠如に係る特例的な取扱い

対象のサービス

- 通所介護
 - （介護予防）認知症対応型通所介護
 - （介護予防）通所リハビリテーション
 - （介護予防）短期入所生活介護
 - （介護予防）短期入所療養介護
 - （介護予防）特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 地域密着型通所介護
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 看護小規模多機能型居宅介護



～やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い～

(令和8年6月改定)

概要 1

やむを得ない
事情とは??

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ

人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合、

- 一定の条件を満たすことで、1年に1回に限り

条件とは??

人員欠如が発生した月の翌々月までの間減算の適用が猶予される。



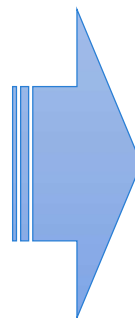
①人員基準欠如に係る特例的な取扱い

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情

例えば・・・

職員の自己都合による急な
離職等が複数重なった場合

職員や家族の突発的な体
調不良により1か月を超え
る不在が見込まれる場合



職員が一時的に
不足する状況



POINT

長期的に安定した人材確保を図る
観点から求人内容の検討を



①人員基準欠如に係る特例的な取扱い

一定の条件



公共職業安定所等を活用した職員の確保

- ・ 公的な無料職業紹介事業を活用し等職員の確保に係る取り組みを行っていること。



適切な民間紹介業者の選定

- ・ 民間職業紹介事業者を利用する場合には、「適正認定事業者」を含むこと。



採用情報の公表等

- ・ 採用情報をHPで公表する等、積極的に職員確保の取組を行うことが望ましい。



適正な労働時間の管理

- ・ 一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、体制の整備に努めること。



①人員基準欠如に係る特例的な取扱い

手続き

- ①人員欠如が発生し、一時的に職員の確保が困難となる
- ②川崎市へ電話で問い合わせ（高齢者事業推進課 指定係）
- ③川崎市から個別に様式を送付
（やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る
届出書添付書類7， 1 1， 1 4）
- ④人員欠如が発生した日の翌月末までに必要書類を提出

早めのご相談を！

POINT

有効な求人票の写しを添付



①人員基準欠如に係る特例的な取扱い

Q&A

Q1, 「1年に1回に限り」とあるが、1年はいつから起算する？

A1, やむを得ない事情により人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する

Q2, 川崎市への報告の期日は？

A2, 人員欠如が発生した日の属する月の翌月まで速やかに行う必要がある



②協力医療機関連携加算に係る要件の変更

対象：居住系サービス・施設サービス

改
定
前

・概ね月に1回以上開催されている必要がある

・電子的システムにより入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合、定期的に年3回以上の開催で差し支えない



協力医療機関連携加算における「**会議を定期的開催**」の要件の変更により、協力医療機関と行う会議の開催頻度について見直された。



「会議を定期的に行う」に関する新設要件

「会議を定期的に行う」とは次のいずれかに該当するものであること



・電子システムにより協力医療機関が入居者の情報を随時確認できる体制が確保されている場合は年1回以上開催すること



・上記以外の場合は年3回以上開催すること

ただし

入院の必要性が認められた入居者が当該協力医療機関で年2回以上入院した場合

または

往診の必要性が認められた入居者に当該協力医療機関が年2回以上往診を実施した場合



年1回以上開催

※この場合も、入退院・往診に際して協力医療機関の職員と入居者の急変時の対応方針や診療、入院、往診依頼時の連絡方法等について情報共有が行われている必要がある

協力医療機関が入居者の情報を随時確認できる体制



例えば・・・

都道府県が構築する地域医療介護総合確保基金の「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（地連 NW）に参加し、介護保険施設等の医師等が記録した入所者の診療情報および急変時の対応方針等の情報について地連NWにアクセスして確認可能な場合が該当する。

また、この場合

介護保険施設等の医師等が入所者の診療情報及び急変時の対応方針等をそれぞれの患者について
1ヶ月に1回以上記録すること

なお、入所者の状況等に変化がない場合は記録を省略しても差し支えないがその旨を協力医療機関に
少なくとも月1回の頻度で提供すること

②協力医療機関連携加算に係る要件の変更

Q&A

Q1, 会議では全ての入居者についての情報共有が必要？

A1, 必ずしも全員の詳細な情報共有は必要なく、**診療を依頼する可能性が高い方や新規入居者**を中心とする

Q2, 要件を満たす協力医療機関を複数定めている場合も、全ての医療機関と会議が必要？

A2, 基準省令の要件を満たす協力医療機関を複数定めている場合、定期的な会議は**1つの医療機関との実施で可**



参考

①人員基準欠如に係る特例的な取扱い ②協力医療機関連携加算に係る要件の変更

厚生労働省の介護保険最新情報 vol.1502

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ & Aの発出について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf>



③介護職員等処遇改善加算の拡充

概要



対象となるサービスの追加



対象職種の拡大（介護職員のみから介護従事者全体へ）



生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分
（令和8年度特例要件）



対象のサービス

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・訪問介護・通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）短期入所生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 | <ul style="list-style-type: none">・介護医療院・地域密着型通所介護・地域密着型介護老人福祉施設・看護小規模多機能型居宅介護・（介護予防）短期入所療養介護 | <ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護 |
|--|---|---|

令和7年度時点の処遇改善加算の
対象サービス



新設



- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援 等



対象職種の拡大

介護職員のみ



POINT

介護従事者へ

事業所等の判断により事業所内で柔軟な賃金配分



※職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと

③介護職員等処遇改善加算の拡充



上乗せの加算区分（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）

介護従事者を対象に賃上げ
月1.0万円（3.3%）



「生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員」
を対象に上乗せ措置
月0.7万円（2.4%）



（定期昇給分 0.2万円）



最大月1.9万円の賃上げ（6.3%）

上乗せ措置 ～令和8年度特例要件～

ア～ウのいずれかを満たすこと

ア）訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入
（※）＋実績報告

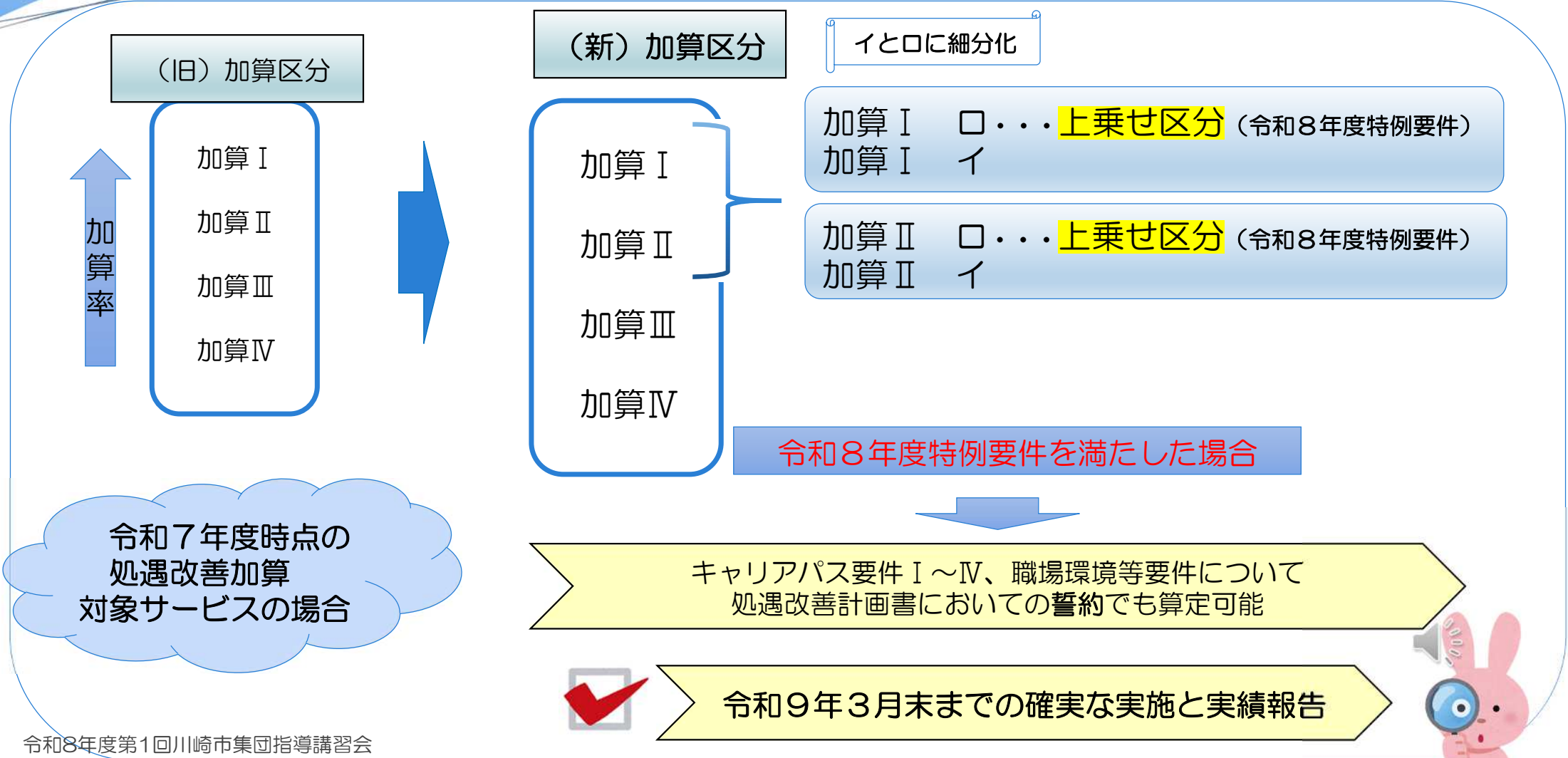
イ）施設サービス等
→ 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得
（※）＋実績報告

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、
利用又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。



③介護職員等処遇改善加算の拡充



③介護職員等処遇改善加算の拡充

新設の対象
サービスの
場合

処遇改善加算Ⅳ相当の要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱおよび職場環境等要件）

または

「令和8年度特例要件」

上記のいずれかを満たすことで
加算の取得が可能

令和8年度中の対応
の誓約でも算定可能



参考

- 厚生労働省 介護職員の処遇改善：TOP・制度概要

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>



- 川崎市：介護職員等処遇改善加算に関する個別相談窓口（コールセンター）について

【電話】045-211-5871（3月・4月のみ 045-211-5872も増設）

【メール】kawasaki-14@kaigo-center.or.jp

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170178.html>



今回の改定内容について理解を深めていただく機会となれば幸いです。
ご清聴ありがとうございました。

